

第 14 回検討会

1. 親族間犯罪であることを理由とする不支給の特例
2. 支給順位, 支給対象の範囲
3. 過去の犯罪被害者への遡及効
4. 海外での犯罪被害者への支給
 - ア 社会が連帯して共助すべき被害者・遺族の範囲は? 国籍が要件か。国籍だけで足りるのか (住所, 納税その他の考慮要素は必要か)
 - イ 公平性:
いかに調査すべき事実の範囲を限定した上でも, 調査しきれない事件が残ることが予想される。事実関係が把握できる事案でのみ支給という制度設計が可能か。
 - ウ 調査すべき事実の範囲の限定の例 (時間が残れば。)
 - ① 死亡事案に限る
 - ② 被害者・加害者間の親族関係, 被害者の暴力団等の組織への所属の有無等, 国内でも調査可能な内容に不支給・減額事由を限る。
 - ③ 調査が難しいような国・地域での被害に関しては、渡航自体に帰責性を認める又はそもそも支給除外事由とする等
(基準) 国交の有無, 外務省の海外渡航情報 (どのレベル) 等
 - ④ 外国政府等からの公的給付は, そもそも我が国の出損ではないことから, 調査不要とする。